

東日本大震災に伴う派遣労働に関する労働相談Q & A

平成23年4月

東日本大震災による被害により、今後相当の期間にわたり、経済活動と雇用への重大な影響が生ずることが懸念されており、特に、急激な事業変動の影響を受けやすい派遣労働者については、その解雇・雇止めにより、生活の基盤となる職場を失うおそれがあります。

このため、派遣労働者、派遣会社及び派遣先からの派遣労働に関する労働相談についてQ & Aを取りまとめることとしました。

東日本大震災に伴う派遣労働に関する労働相談Q & A

1 派遣労働者からの相談

- 派遣会社から「休業（自宅待機）」を命じられたが、どうすればいいか。
⇒まず、有給の休業か無給の休業か、いつまで休業か、確認して下さい。
 - （問1-1）派遣会社から他の派遣先を探しているのに休業であると言われた。
例 派遣先の事務所が震災の直接の影響を受け、休業となり、今は派遣先を探してもらっている。
例 派遣先は被災地でないが、東日本から部品が届かず、工場が休みで、派遣先を探している
 - ・ （問1-2）新しい派遣先が遠隔地のため応じたくないが、派遣会社から従わないと解雇と言われた。
 - 派遣会社から休業中の賃金は支払えないと言われた。
 - ・ （問1-3）震災の直接の影響で休業しているが、派遣会社から休業中の賃金は支払えないと言われた。
例 派遣先の事務所が震災の直接の影響を受け、休業となり、賃金は支払えないと言われた。
 - ・ （問1-4）震災の間接の影響で休業しているが、派遣会社から休業中の賃金は支払えないと言われた。
例 派遣先は被災地でないが、東日本から部品が届かず、工場が休み。休業手当が貰えていない。
- （問2）派遣会社から「年休取得」を命じられたが、どうすればいいか。
例 派遣会社に年休取得せよと言われたが、取りたくない。
- 派遣会社から「解雇・雇止め」を告げられたが、どうすればいいか。
⇒まず、有期雇用か無期雇用か、解雇か雇止めか、確認して下さい。
 - （問3-1）私は無期雇用の派遣労働者であるが、派遣契約を打ち切られて解雇を告げられた。
例 地震で派遣会社に他の派遣先を探してもらえず、解雇前の予告もなく、いきなり解雇された。
 - （問3-2）私は有期雇用の派遣労働者であるが、契約期間満了前の解雇を告げられた。
例 地震で派遣会社に他の派遣先を探してもらえず、有期労働契約を中途解除された。
 - （問3-3）私は有期雇用の派遣労働者であるが、契約期間満了後の不更新（雇止め）を告げられた。
例 地震で派遣会社に他の派遣先を探してもらえず、有期労働契約が満了し、雇止めされた。
- （問4）震災の影響を受けた派遣労働者であるが、生活資金や生活再建の資金を得るために、利用できる制度を教えて欲しい。
例 被災者支援に関する各種制度の概要を教えて欲しい。
- 派遣の休業中に、雇用保険を受給したいのだが、どうすればいいか。
⇒震災の影響が雇用保険の特例措置の対象となる直接のものか否か、確認して下さい。
 - （問5-1）派遣先が震災の直接の影響を受け、休業となった。雇用保険の特例の対象となるのか。
例 派遣先が被災地で、休業となった。雇用保険の特例措置の対象となるか。
 - （問5-2）派遣先が震災の間接の影響を受け、休業となった。雇用保険の特例の対象となるのか。
例 派遣先は被災地でないが、東日本から部品が届かず、休業。雇用保険の特例措置の対象となるか。
- （問6）震災により廃業・倒産した派遣会社から支払ってもらっていない賃金があるが、どうすればいいか。
例 派遣労働者であるが、未払賃金立替払制度の概要を教えて欲しい。
- （問7）震災により住む所がないが、被災者向けの住宅情報はどこで手に入るか。

2 派遣会社からの相談

- 震災により、派遣先の事業が継続困難になったが、派遣労働者の雇用を維持したい。
⇒まず、派遣先との関係や派遣労働者との関係を整理し、今後の意向を確認して下さい。
- （問1）派遣労働者を休業させたいが、休業手当を支払う余裕がない。
例 震災により、派遣先から派遣契約を打ち切られたが、派遣労働者に休業手当を支払うべきか。
- （問2）派遣労働者を休業させたいが、休業手当ではなく、見舞金など一時金の支払をもってこれに代えた
い。
例 震災により、派遣先から派遣契約を打ち切られたが、派遣労働者に見舞金を支払うべきか。
- （問3）派遣労働者に年休を取得させたい。
例 震災により、派遣先から派遣契約を打ち切られたが、派遣労働者に年次有給休暇を消化させてよいか。
- （問4）派遣労働者の雇用を維持することがどうしても難しい場合、解雇してよいか。
例 震災により、派遣先から派遣契約を打ち切られ、やむを得ない場合は、派遣労働者を解雇してよいか。
- （問5）派遣労働者に別の就業先を紹介したいが、遠いと断られたので、解雇してよいか。
例 震災により、派遣先から派遣契約を打ち切られたが、別の派遣先を紹介したところ、断られた。
- （問6）地震・津波の被害を受けた派遣会社であるが、中小企業者向けの資金繰り支援策を教えて欲しい。
- （問7）派遣労働者の雇用維持のため、雇用調整助成金を活用したいが、その制度の概要を教えて欲しい。
例 被災地にある派遣会社がやむを得ず派遣労働者を休業させる場合、雇調金を使えるか。
例 被災地にある派遣先の事業縮小に伴う休業の場合、雇調金を使えるか。
- 休業中に、雇用保険を受給したいと派遣労働者から相談を受けたが、どう答えればよいか。
○ （問8-1）派遣先が震災の直接の影響を受け、休業。雇用保険の特例の対象となるか。
例 派遣先が被災地で、休業。派遣労働者は雇用保険の特例措置の対象となるか。
○ （問8-2）派遣先が震災の間接の影響を受け、休業。雇用保険の特例の対象となるか。
例 派遣先は被災地でないが、原材料が入手困難で休業。雇用保険の特例措置の対象となるか。
- 派遣先に金銭的な補償や就業機会の確保を求めたい。
○ （問9-1）労働者派遣契約の中途解除を申し込まれた場合、金銭補償を求められるか。
例 震災により、派遣先に派遣契約を打ち切られたので、求償したい。
○ （問9-2）労働者派遣契約の中途解除を申し込まれた場合、派遣先に対して就業機会の確保を求められる
か。
例 震災により、派遣先に派遣契約を打ち切られたので、取引先など別の派遣先の斡旋を求めたい。
- （問10）労働者派遣契約の一時的な履行停止を申し込まれた場合、派遣料金や金銭補償を求められるか。
例 震災のため、派遣先から、労働者派遣契約は解除せず、一時的な履行停止の申込みがあった。
- （問11）震災復興のため、本来の派遣業務とは別の業務に派遣労働者を従事させてもよいか。
- 被災地域で派遣会社が被害を受けたので、通常の事務処理ができない。
○ （問12）労働者派遣事業の許可更新手続を取ることができないが、猶予してもらえないか。
例 震災で書類が整理できないため、許可更新手続を取ることができないが、どうすればよいか。
- （問13）労働者派遣事業報告の提出期限が過ぎているが、猶予してもらえないか。
例 震災で書類が整理できないため、労働者派遣事業報告が提出できないが、どうすればよいか。

3 派遣先事業主からの相談

- 震災により、事業の継続が困難であるため、労働者派遣を受け入れられない。
⇒まず、派遣会社との関係や派遣労働者との関係を整理し、今後の意向を確認して下さい。
- 派遣会社に、労働者派遣契約の中途解除を申し込みたいが、金銭補償が必要か。
 - ・ (問1-1) 労働者派遣契約に中途解除の場合の損害賠償等の規定があるが、震災の影響によるものなの
で無効とならないか。
例 派遣契約の打ち切りを行うに当たり、契約上、損害賠償の規定があれば、天災でも賠償が必要か。
 - ・ (問1-2) 労働者派遣契約には中途解除の場合の損害賠償等の規定はなかった。
例 派遣契約の打ち切りを行うに当たり、契約上、損害賠償の規定はないが、金銭を支払う必要はあるか。
- (問2) 労働者派遣契約の中途解除を申し込みたいが、取引先など別の派遣先の斡旋は必要か。
例 派遣契約の打ち切りを行うに当たり、派遣労働者の新たな就業機会の確保をどう図ればよいのか。
- (問3) 労働者派遣契約は中途解除しないが、派遣会社に一時的な履行停止を申し込みたい。
例 震災で操業できないので、契約の一部不履行となるが、金銭的な補償をする必要があるか。
例 一時的な操業停止の間、派遣会社が派遣料金を全額請求したいと言ってきたが、払えない。
- (問4) 地震・津波の影響を受けた派遣先事業主であるが、中小企業者向けの資金繰り支援策を教えて欲しい。
- (問5) 震災復興のため、本来の派遣業務とは別の業務に派遣労働者を従事させてもよいか。
- (問6) 派遣労働者雇用安定化特別奨励金を支給申請したいが、申請期限までに申請できない。
例 地震・津波により、派遣労働者雇用安定化特別奨励金の申請関係書類がなくなった。
例 派遣労働者雇用安定化特別奨励金の支給申請が、道路寸断により、間に合わない。

1 派遣労働者からの相談

問1-1	派遣会社から他の派遣先を探しているのに休業であると言われた。 派遣先の事務所が震災の直接の影響を受け、休業となり、今は派遣先を探してもらっている。 派遣先は被災地でないが、東日本から部品が届かず、工場が休みで、派遣先を探している。
答1-1	<p>① 使用者の責に帰すべき事由により休業させられる場合には、使用者（派遣会社）には休業手当を支払う義務があります（労働基準法第26条）が、「使用者の責に帰すべき事由」に当たるかどうかの判断は、派遣元の使用者についてなされます。派遣先の事業場が、天災事変等の不可抗力によって操業できないため、派遣されている労働者を当該派遣先の事業場で就業させることができない場合であっても、それが「使用者の責に帰すべき事由」に該当しないとは必ずしもいえず、派遣元の使用者について、当該労働者を他の事業場に派遣する可能性等を含めて、「使用者の責に帰すべき事由」に該当するかどうか判断されます。労働基準法上の休業手当の扱いについて詳しく知りたい場合は、「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ&A」を御覧いただくか、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署（被災地の開庁状況はこちら）にお問い合わせ下さい。</p> <p>② 労働基準法上の休業手当の支払義務がない場合であっても、就業規則等において休業手当を支払うと定めている場合がありますので、派遣会社の担当者に確認して下さい。</p> <p>③ また、東日本大震災の影響に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた派遣会社が、派遣労働者の雇用維持のために休業等を実施し、休業手当を支払った場合、雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金を活用できることがあります。派遣会社に、休業手当等を支払えば助成金制度が活用できるかもしれないことを伝えてみてはいかがでしょうか。</p>

問1-2	新しい派遣先が遠隔地のため応じたくないが、派遣会社から従わないと解雇と言われた。
答1-2	<p>① まず、勤務場所など労働条件の変更については、よく派遣会社の担当者と話し合ってください。労働条件の変更は、お互いの合意に基づくという原則（労働契約法第8条）に基づき、労働条件の変更のルールに従うことになります。お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署内の総合労働相談コーナー（被災地の開庁状況はこちら）において、民事上の労働問題に関する相談・情報提供等を行っていますので、必要に応じて御活用下さい。</p> <p>② 派遣会社を離職し、雇用保険を受給したいということであれば、ハローワーク（被災地の開庁状況はこちら）の雇用保険窓口にお問い合わせ下さい。派遣会社や派遣先が被災地域（岩手、宮城、福島など）にあり、震災により直接的な被害を受け、労働者派遣事業がやむを得ず休廃止しており、無給の状態になっている場合には、雇用保険の特例措置の対象となります。雇用保険の特例措置について詳しくは、「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う雇用保険の特例措置に関するQ&A」を御覧下さい。</p>

問1-3	<p>震災の直接の影響で休業しているが、派遣会社から休業中の賃金は支払えないと言われた。 派遣先の事務所が震災の直接の影響を受け、休業となり、賃金は支払えないと言われた。</p>
答1-3	<p>① 使用者の責に帰すべき事由により休業させられる場合には、使用者（派遣会社）には休業手当を支払う義務があります（労働基準法第26条）が、「使用者の責に帰すべき事由」に当たるかどうかの判断は、派遣元の使用者についてなされます。派遣先の事業場が、天災事変等の不可抗力によって操業できないため、派遣されている労働者を当該派遣先の事業場で就業させることができない場合であっても、それが「使用者の責に帰すべき事由」に該当しないとは必ずしもいえず、派遣元の使用者について、当該労働者を他の事業場に派遣する可能性等を含めて、「使用者の責に帰すべき事由」に該当するかどうか判断されます。労働基準法上の休業手当の扱いについて詳しく知りたい場合は、「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ&A」を御覧いただくか、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署（被災地の開庁状況はこちら）にお問い合わせ下さい。</p> <p>② 労働基準法上の休業手当の支払義務がない場合であっても、就業規則等において休業手当を支払うと定めている場合がありますので、派遣会社の担当者に確認して下さい。</p> <p>③ 派遣会社においては、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」第2の2の(2)(3)に基づき、労働者派遣契約の契約期間満了前の途中解除の場合、派遣先から賠償等をもらい、休業手当を派遣労働者に支払うことになっています。詳しくお知りになりたい場合は、お近くの都道府県労働局の需給調整事業担当にお問い合わせ下さい。</p> <p>④ 雇用保険を受給したいということであれば、ハローワーク（被災地の開庁状況はこちら）の雇用保険窓口にお問い合わせ下さい。派遣会社や派遣先が被災地域（岩手、宮城、福島など）にあり、震災により直接的な被害を受け、労働者派遣事業がやむを得ず休廃止しており、無給の状態になっている場合には、雇用保険の特例措置の対象となります。雇用保険の特例措置について詳しくは、「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う雇用保険の特例措置に関するQ&A」を御覧下さい。</p>

問1-4	<p>震災の間接の影響で休業しているが、派遣会社から休業中の賃金は支払えないと言われた。 派遣先は被災地でないが、東日本から部品が届かず、工場が休み。休業手当が貰えていない。</p>
答1-4	<p>① 使用者の責に帰すべき事由により休業させられる場合には、使用者（派遣会社）には休業手当を支払う義務があります（労働基準法第26条）。労働基準法上の休業手当の扱いについて詳しく知りたい場合は、「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ&A」を御覧いただくか、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署（被災地の開庁状況はこちら）にお問い合わせ下さい。</p> <p>② 労働基準法上の休業手当の支払義務がない場合であっても、就業規則等において休業手当を支払うと定めている場合がありますので、派遣会社の担当者に確認して下さい。</p> <p>③ 派遣会社においては、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」第2の2の(2)(3)に基づき、労働者派遣契約の契約期間満了前の途中解除の場合、派遣先から賠償等をもらい、休業手当を派遣労働者に支払うことになっています。詳しくお知りになりたい場合は、お近くの都道府県労働局の需給調整事業担当にお問い合わせ下さい。</p> <p>④ また、東日本大震災の影響に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた派遣会社が、派遣労働者の雇用維持のために休業等を実施し、休業手当を支払った場合、雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金を活用できることがあります。派遣会社に、休業手当等を支払えば助成金制度が活用できるかもしれないことを伝えてみてはいかがでしょうか。</p> <p>⑤ 雇用保険を受給したいということであれば、ハローワーク（被災地の開庁状況はこちら）の雇用保険窓口にお問い合わせ下さい。</p>

問 2	派遣会社から「年休取得」を命じられたが、どうすればいいか。 派遣会社に年休取得せよと言われたが、取りたくない。
答 2	① 年次有給休暇は、原則として、労働者の申し出により、労働者の希望する時季に取得するものであり、使用者（派遣会社）に命じられて取得するものではありません（労働基準法第 39 条第 5 項）。 ② 年次有給休暇の労働基準法上の扱いについては、お近くの 都道府県労働局又は労働基準監督署 （ 被災地の開庁状況はこちら ）にお問い合わせ下さい。

問 3-1	私は無期雇用の派遣労働者であるが、派遣契約を打ち切られて解雇を告げられた。 地震で派遣会社に他の派遣先を探してもらえず、解雇前の予告もなく、いきなり解雇された。
答 3-1	① 派遣会社においては、「 派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針 」第 2 の 2 の（3）に基づき、派遣先との間で労働者派遣契約が打ち切られたとしても、派遣会社は労働者に対して新たな就業先の確保などをしなければならないことになっています。詳しくお知りになりたい場合は、お近くの 都道府県労働局の需給調整事業担当 にお問い合わせ下さい。 ② また、労働者を解雇するに当たっては、30 日以上前に予告することなど一定の手続が原則として必要となります（労働基準法第 20 条）し、民事上、解雇をすることが許されず、継続雇用することが必要とされる場合もあります（労働契約法第 16 条）。詳しくは、「 平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関する Q & A 」を御覧いただくか、お近くの 都道府県労働局又は労働基準監督署 （解雇等についての民事上の相談については、 都道府県労働局又は労働基準監督署内の総合労働相談コーナー ）（ 被災地の開庁状況はこちら ）にお問い合わせ下さい。 ③ 新たな職を探されたい場合はお近くの ハローワーク （ 被災地の開庁状況はこちら ）にお問い合わせ下さい。また、雇用保険を受給したいということであれば、 ハローワーク （ 被災地の開庁状況はこちら ）の雇用保険窓口にお問い合わせ下さい。派遣会社や派遣先が被災地域（岩手、宮城、福島など）にあり、震災により直接的な被害を受け、労働者派遣事業がやむを得ず休廃止しており、無給の状態になっている場合には、雇用保険の特例措置の対象となります。雇用保険の特例措置について詳しくは、「 平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴う雇用保険の特例措置に関する Q & A 」を御覧下さい。

問3-2	私は有期雇用の派遣労働者であるが、契約期間満了前の解雇を告げられた。 地震で派遣会社に他の派遣先を探してもらえず、有期労働契約を中途解除された。
答3-2	<p>① 派遣会社においては、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」第2の2の(3)に基づき、派遣先との間で労働者派遣契約が打ち切られたとしても、派遣会社は労働者に対して新たな就業先の確保などをしなければならないことになっています。詳しくお知りになりたい場合は、お近くの都道府県労働局の需給調整事業担当にお問い合わせ下さい。</p> <p>② また、期間の定めのある労働契約の契約期間途中の雇用の打ち切り(解雇)は、民事上、期間の定めのない労働契約の場合よりも厳しく制約されます(労働契約法第17条第1項)し、30日以上前に予告することなど一定の手続きも必要です(労働基準法第20条)。詳しくは、「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ&A」を御覧いただくか、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署(解雇等についての民事上の相談については、都道府県労働局又は労働基準監督署内の総合労働相談コーナー)(被災地の開庁状況はこちら)にお問い合わせ下さい。</p> <p>③ 新たな職を探されたい場合はお近くのハローワーク(被災地の開庁状況はこちら)にお問い合わせ下さい。また、雇用保険を受給したいということであれば、ハローワーク(被災地の開庁状況はこちら)の雇用保険窓口にお問い合わせ下さい。派遣会社や派遣先が被災地域(岩手、宮城、福島など)にあり、震災により直接的な被害を受け、労働者派遣事業がやむを得ず休廃止しており、無給の状態になっている場合には、雇用保険の特例措置の対象となります。雇用保険の特例措置について詳しくは、「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う雇用保険の特例措置に関するQ&A」を御覧下さい。</p>

問3-3	私は有期雇用の派遣労働者であるが、契約期間満了後の不更新(雇止め)を告げられた。 地震で派遣会社に他の派遣先を探してもらえず、有期労働契約が満了し、雇止めされた。
答3-3	<p>① 派遣会社においては、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」第2の2の(3)に基づき、派遣先との間で派遣契約が打ち切られたとしても、派遣会社は派遣労働者に対して新たな就業先の確保などをしなければならないことになっています。詳しくは、お近くの都道府県労働局の需給調整事業担当にお問い合わせ下さい。</p> <p>② また、期間の定めのある労働契約の契約期間満了後の不更新(雇止め)であっても、30日前に予告することなど一定の手続きが必要な場合もあります(有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準第2条)し、民事上、雇止めをすることが許されず、継続雇用することが必要とされる場合もあります。詳しくは、「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ&A」を御覧いただくか、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署(解雇等についての民事上の相談については、都道府県労働局又は労働基準監督署内の総合労働相談コーナー)(被災地の開庁状況はこちら)にお問い合わせ下さい。</p> <p>③ 新たな職を探されたい場合はお近くのハローワーク(被災地の開庁状況はこちら)にお問い合わせ下さい。また、雇用保険を受給したいということであれば、ハローワーク(被災地の開庁状況はこちら)の雇用保険窓口にお問い合わせ下さい。派遣会社や派遣先が被災地域(岩手、宮城、福島など)にあり、震災により直接的な被害を受け、労働者派遣事業がやむを得ず休廃止しており、無給の状態になっている場合には、雇用保険の特例措置の対象となります。雇用保険の特例措置について詳しくは、「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う雇用保険の特例措置に関するQ&A」を御覧下さい。</p>

問4	震災の影響を受けた派遣労働者であるが、生活資金や生活再建の資金を得るために、利用できる制度を教えて欲しい。 被災者支援に関する各種制度の概要を教えて欲しい。
問4	被災者が利用できる制度については、内閣府が「 被災者支援に関する各種制度の概要 」を公表しています。

問5-1	派遣先が震災の直接の影響を受け、休業となった。雇用保険の特例の対象となるのか。 派遣先が被災地で、休業となった。雇用保険の特例措置の対象となるか。
答5-1	派遣会社や派遣先が被災地域（岩手、宮城、福島など）にあり、震災により直接的な被害を受け、労働者派遣事業がやむを得ず休廃止しており、無給の状態になっている場合には、雇用保険の特例措置の対象になります。雇用保険の支給手続などについて知りたい場合は、 ハローワーク（被災地の開庁状況はこちら） の雇用保険窓口にお問い合わせ下さい。雇用保険の特例措置について詳しくは、「 平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う雇用保険の特例措置に関するQ&A 」を御覧下さい。

問5-2	派遣先が震災の間接の影響を受け、休業となった。雇用保険の特例の対象となるのか。 派遣先が被災地でないが、東日本から部品が届かず、休業。雇用保険の特例措置の対象となるか。
答5-2	① 震災による間接的な被害の場合には、雇用保険の特例措置の対象にならず、休業中は雇用保険を受給できませんが、離職後は受給できます。雇用保険の支給手続などについて知りたい場合は、 ハローワーク（被災地の開庁状況はこちら） の雇用保険窓口にお問い合わせ下さい。雇用保険の特例措置について詳しくは、「 平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う雇用保険の特例措置に関するQ&A 」を御覧下さい。 ② また、東日本大震災の影響に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた派遣会社が、派遣労働者の雇用維持のために休業等を実施し、休業手当を支払った場合、 雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金 を活用できることがあります。派遣会社に対して、休業手当等を支払えば助成金制度が活用できるかもしれないことを伝えてみてはいかがでしょうか。

問6	震災により廃業・倒産した派遣会社から支払ってもらっていない賃金があるが、どうすればいいか。 派遣労働者であるが、未払賃金立替払制度の概要を教えて欲しい。
答6	会社が廃業・倒産した場合の救済策として、賃金未払のまま退職した労働者に対して未払賃金の一部を国が立替払する制度があります。詳しく知りたい場合は、局長通知「 平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う未払賃金の立替払事業の運営について 」を御覧いただくか、お近くの 都道府県労働局又は労働基準監督署（被災地の開庁状況はこちら） にお問い合わせ下さい。

問7	震災により住む所がないが、被災者向けの住宅情報はどこで手に入るか。
答7	① 被災者向けの住宅情報については、以下のサイトを御活用下さい。 まず、公営住宅等の公的賃貸住宅等については、 被災者向け公営住宅等情報センター （問い合わせ電話番号 0120-297-722、受付時間：9:00-18:00）において、被災者向けの公営住宅等（UR賃貸住宅、雇用促進住宅、国家公務員宿舎、関係機関が把握する民間賃貸住宅を含む）に関する情報の一元的提供、地方公共団体等の入居申込み窓口への取次ぎを行っています。 また、雇用促進住宅への一時的な入居を希望される、地震等からの避難者の皆様については、避難先の市町村（都道府県）を經由して入居のお申し込みができます。 （ 被災者の雇用促進住宅の受入イメージ 、 全国の住宅別利用可能戸数一覧 ） ② 各住宅への入居は、各機関の定める基準等に基づく入居申込窓口での選考により決定されます。

2 派遣会社からの相談

問 1	派遣労働者を休業させたいが、休業手当を支払う余裕がない。
	震災により、派遣先から派遣契約を打ち切られたが、派遣労働者に休業手当を支払うべきか。
答 1	<p>① 派遣会社においては、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」第2の2の(3)に基づき、ある派遣先との間で労働者派遣契約が打ち切られたとしても、派遣先と協力しながら、派遣労働者の新たな就業先の確保などをしなければならないことになっています。詳しくは、お近くの都道府県労働局の需給調整事業担当にお問い合わせ下さい。</p> <p>② 使用者の責に帰すべき事由により休業させる場合、使用者（派遣会社）には休業手当を支払う義務があります（労働基準法第26条）が、「使用者の責に帰すべき事由」に当たるかどうかの判断は、派遣元の使用者についてなされます。派遣先の事業場が、天災事変等の不可抗力によって操業できないため、派遣されている労働者を当該派遣先の事業場で就業させることができない場合であっても、それが「使用者の責に帰すべき事由」に該当しないとは必ずしもいえず、派遣元の使用者について、当該労働者を他の事業場に派遣する可能性等を含めて、「使用者の責に帰すべき事由」に該当するかどうか判断されます。労働基準法上の休業手当の支払義務がない場合であっても、就業規則等において休業手当を支払うと定めている場合はその支払が必要です。休業手当について詳しく知りたい場合は、「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ&A」を御覧いただくか、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署（被災地の開庁状況はこちら）にお問い合わせ下さい。</p> <p>③ また、労働者派遣契約中に、その中途解除の際の損害賠償の定めがあれば、この規定に基づき、派遣会社は派遣先に対して賠償等を請求できますので、労働者派遣契約の内容を確認して下さい。</p> <p>④ なお、東日本大震災の影響に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた派遣会社が、派遣労働者の雇用維持のために休業等を実施し、休業手当を支払った場合、雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金を活用することができます。助成金を受給するには、休業等実施計画届を提出するなど、支給要件を満たす必要がありますので、詳しくは、お近くのハローワーク（被災地の開庁状況はこちら）にお問い合わせいただくか、「雇用調整を行わざるを得ない事業主の方へ」を御覧下さい。</p>

問 2	派遣労働者を休業させたいが、休業手当ではなく、見舞金など一時金の支払をもってこれに代えたい。
	震災により、派遣先から派遣契約を打ち切られたが、派遣労働者に見舞金を支払うべきか。
答 2	<p>① 派遣会社においては、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」第2の2の(3)に基づき、ある派遣先との間で労働者派遣契約が打ち切られたとしても、派遣先と協力しながら、派遣労働者の新たな就業先の確保などをしなければならないことになっています。詳しくは、お近くの都道府県労働局の需給調整事業担当にお問い合わせ下さい。</p> <p>② 休業手当とは関係なく、就業規則や使用者のいわゆる「気持ち」によって見舞金等を支払ったとしても、労働基準法に基づく休業手当とは別です。使用者の責に帰すべき事由により休業させる場合には、使用者（派遣会社）には休業手当を支払う義務がありますが、その休業手当は平均賃金の6割以上である必要があります（労働基準法第26条）。また、この労働基準法上の休業手当の支払義務がない場合でも、就業規則等において休業手当を支払うと定められている場合は、休業手当を支払わなければなりません。</p> <p>労働基準法上の休業手当の支払義務の有無については、「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ&A」を御覧いただくか、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署（被災地の開庁状況はこちら）にお問い合わせ下さい。</p> <p>③ なお、東日本大震災の影響に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた派遣会社が、派遣労働者の雇用維持のために休業等を実施し、休業手当を支払った場合、雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金を活用できることがあります。見舞金などの一時支給では対象にならないなど、助成金を受給するには支給要件を満たす必要がありますので、詳しくは、お近くのハローワーク（被災地の開庁状況はこちら）にお問い合わせいただくか、「雇用調整を行わざるを得ない事業主の方へ」を御覧下さい。</p>

問 3	派遣労働者に年休を取得させたい。
	震災により、派遣先から派遣契約を打ち切られたが、派遣労働者に年次有給休暇を消化させてよいか。
答 3	<p>① 派遣会社においては、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」第2の2の(3)に基づき、ある派遣先との間で労働者派遣契約が打ち切られたとしても、派遣先と協力しながら、派遣労働者の新たな就業先の確保などをしなければならないことになっています。詳しくは、お近くの都道府県労働局の需給調整事業担当にお問い合わせ下さい。</p> <p>② 年次有給休暇は、使用者（派遣会社）の指示によって取得させることができるものではありません（労働基準法第39条第5項）。</p> <p>③ 年次有給休暇の労働基準法上の扱いについては、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署（被災地の開庁状況はこちら）にお問い合わせ下さい。</p>

問 4	派遣労働者の雇用を維持することがどうしても難しい場合、解雇してよいか。 震災により、派遣先から派遣契約を打ち切られ、やむを得ない場合は、派遣労働者を解雇してよいか。
答 4	<p>① 派遣会社においては、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」第2の2の(3)に基づき、ある派遣先との間で労働者派遣契約が打ち切られたとしても、派遣会社は労働者に対して新たな就業先の確保などをしなければならず、新たな就業機会の確保ができない場合は、まず休業等を行い雇用の維持を図ることになっています。また、労働者派遣契約が中途解除される場合には、派遣会社は、派遣先から賠償等を受け、休業手当を支払うことができる場合があります(同指針第2の2の(2))。詳しくは、お近くの都道府県労働局の需給調整事業担当にお問い合わせ下さい。</p> <p>② 労働者を解雇するに当たっては、30日以上前に予告することなど一定の手続が原則として必要となります(労働基準法第20条)し、民事上も、合理的な理由(有期雇用の場合は、やむをえない事由が必要)がなければ解雇をすることが許されず、継続雇用することが必要とされる場合もあります(労働契約法第16条、第17条第1項)。詳しい手続は、「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ&A」を御覧いただくか、都道府県労働局又は労働基準監督署(解雇等についての民事上の相談については、都道府県労働局又は労働基準監督署内の総合労働相談コーナー)(被災地の開庁状況はこちら)にお問い合わせ下さい。</p>

問 5	派遣労働者に別の就業先を紹介したいが、遠いと断られたので、解雇してよいか。 震災により、派遣先から派遣契約を打ち切られたが、別の派遣先を紹介したところ、断られた。
答 5	<p>① まず、勤務場所など労働条件の変更については、よく派遣労働者と話し合ってください。労働条件の変更は、お互いの合意に基づくという原則に基づき、労働条件の変更のルールに従うこととなります(労働契約法第8条)。お近くの、都道府県労働局又は労働基準監督署内の総合労働相談コーナーにおいて、民事上の労働問題に関する相談・情報提供等を行っていますので、必要に応じて御活用下さい。</p> <p>② 派遣会社においては、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」第2の2の(3)に基づき、ある派遣先との間で労働者派遣契約が打ち切られたとしても、派遣会社は労働者に対して新たな就業先の確保などをしなければならず、新たな就業機会の確保ができない場合は、まず休業等を行い雇用の維持を図ることになっています。また、労働者派遣契約が中途解除される場合には、派遣会社は、派遣先から賠償等を受け、休業手当を支払うことができる場合があります(同指針第2の2の(2))。詳しくは、お近くの都道府県労働局の需給調整事業担当にお問い合わせ下さい。</p> <p>③ 解雇に当たっては、30日以上前に予告することなど一定の手続が必要となります(労働基準法第20条)し、民事上も、合理的な理由(有期雇用の場合は、やむをえない事由が必要)がなければ解雇をすることが許されず、継続雇用することが必要とされる場合もあります(労働契約法第16条、第17条第1項)。詳しい手続は、「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ&A」を御覧いただくか、都道府県労働局又は労働基準監督署(解雇等についての民事上の相談については、都道府県労働局又は労働基準監督署内の総合労働相談コーナー)(被災地の開庁状況はこちら)にお問い合わせ下さい。</p>

問 6	地震・津波の被害を受けた派遣会社であるが、中小企業者向けの資金繰り支援策を教えてください。
答 6	中小企業庁のホームページ では、中小企業の方の御参考となる東北地方太平洋沖地震関連情報をお知らせしています。どこに相談したらよいか、お困りの中小企業者が電話で相談できる「 中小企業電話相談ナビダイヤル 」(0570-064-350)なども用意されています。

問 7	<p>派遣労働者の雇用維持のため、雇用調整助成金を活用したいが、その制度の概要を教えてください。</p> <p>被災地にある派遣会社がやむを得ず派遣労働者を休業させる場合、雇調金を使えるか。</p> <p>被災地にある派遣先の事業縮小に伴う休業の場合、雇調金を使えるか。</p>
答 7	<p>① 雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金は、経済上の理由により事業活動が縮小したことを受け、休業等を実施することにより労働者の雇用の維持を図った事業主に、休業手当等の一部を助成するものです。</p> <p>② 東日本大震災の影響に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた派遣会社が、派遣労働者の雇用維持のために休業等を実施し、休業手当を支払った場合、雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金を活用できることがあります。しかし、震災を直接の理由（避難勧告・避難指示など法令上の制限を理由とするもの等）とした事業活動の縮小については、「経済上の理由」に該当しないため、本助成金の対象となりません。</p> <p>③ 助成金を受給するには、休業等実施計画届を提出するなど、支給要件を満たす必要がありますので、詳しくは、お近くのハローワーク（被災地の開庁状況はこちら）にお問い合わせいただくか、「雇用調整を行わざるを得ない事業主の方へ」を御覧下さい。</p>

問 8-1	<p>派遣先が震災の直接の影響を受け、休業。雇用保険の特例の対象となるか。</p> <p>派遣先が被災地で、休業。派遣労働者は雇用保険の特例措置の対象となるか。</p>
答 8-1	<p>派遣会社や派遣先が被災地域（岩手、宮城、福島など）にあり、震災により直接的な被害を受け、労働者派遣事業がやむを得ず休廃止しており、無給の状態になっている場合には、雇用保険の特例措置の対象になります。雇用保険の支給手続などについて知りたい場合は、ハローワーク（被災地の開庁状況はこちら）の雇用保険窓口にお問い合わせ下さい。雇用保険の特例措置について詳しくは、「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う雇用保険の特例措置に関するQ&A」を御覧下さい。</p>

問 8-2	<p>派遣先が震災の間接の影響を受け、休業。雇用保険の特例の対象となるか。</p> <p>派遣先は被災地でないが、原材料が入手困難で休業。雇用保険の特例措置の対象となるか。</p>
答 8-2	<p>震災による間接的な被害の場合には、雇用保険の特例措置の対象にならず、休業中は雇用保険を受給できませんが、離職後は受給できます。雇用保険の支給手続などについて知りたい場合は、ハローワーク（被災地の開庁状況はこちら）の雇用保険窓口にお問い合わせ下さい。雇用保険の特例措置について詳しくは、「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う雇用保険の特例措置に関するQ&A」を御覧下さい。</p> <p>また、東日本大震災の影響に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた派遣会社が、派遣労働者の雇用維持のために休業等を実施し、休業手当を支払った場合、雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金を活用できることがあります。詳しくは、お近くのハローワーク（被災地の開庁状況はこちら）にお問い合わせいただくか、「雇用調整を行わざるを得ない事業主の方へ」を御覧下さい。</p>

問 9-1	労働者派遣契約の中途解除を申し込まれた場合、金銭補償を求められるか。 震災により、派遣先に派遣契約を打ち切られたので、求償したい。
答 9-1	① 派遣会社は、労働者派遣契約中に中途解除の場合における損害賠償等の規定があれば、この規定に基づき、派遣先に金銭補償などを求めることができます。 ② 労働者派遣契約中に中途解除の場合における損害賠償等の規定がない場合でも、派遣会社は、「 派遣先が講ずべき措置に関する指針 」第2の6の(4)に基づき、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約が中途解除される場合は、派遣先に損害の賠償を求めることができます。「 派遣先が講ずべき措置に関する指針 」について、詳しくは、お近くの 都道府県労働局の需給調整事業担当 にお問い合わせ下さい。 ③ まずは、契約内容を確認した上で、派遣先事業主とよく話し合ってください。

問 9-2	労働者派遣契約の中途解除を申し込まれた場合、派遣先に対して就業機会の確保を求められるか。 震災により、派遣先に派遣契約を打ち切られたので、取引先など別の派遣先の斡旋を求めたい。
答 9-2	① 労働者派遣契約を中途解除する場合でも、派遣先は、「 派遣先が講ずべき措置に関する指針 」第2の6の(2)(3)に基づき、派遣労働者の雇用の安定とその保護を図るための措置を講じなければなりません。「 派遣先が講ずべき措置に関する指針 」について、詳しくは、お近くの 都道府県労働局の需給調整事業担当 にお問い合わせ下さい。 ② このため、派遣先に対しては、労働者派遣契約の中途解除について、派遣会社に相当の猶予期間をもって申し入れることを求めることができます。さらに、関連会社での就業を斡旋する等により、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることを求めることができます。 ③ まずは、派遣先事業主とよく話し合ってください。

問 10	労働者派遣契約の一時的な履行停止を申し込まれた場合、派遣料金や金銭補償を求められるか。 震災のため、派遣先から、労働者派遣契約は解除せず、一時的な履行停止の申込みがあった。
答 10	労働者派遣契約を解除せず、一時的に履行を停止する場合には、操業再開までの目途や履行停止の間の派遣料金の取扱いについて、労働者派遣契約上の規定に基づき、派遣先とよく話し合ってください。

問 11	震災復興のため、本来の派遣業務とは別の業務に派遣労働者を従事させてもよいか。
答 11	① 労働者派遣契約に定められた本来の業務と別の業務に派遣労働者を従事させようとする場合には、労働者派遣契約の見直しが必要になります。 ② このとき、現に派遣している派遣労働者を新たな業務に引き続き従事させてもよいですが、新たに従事させる業務が専門26業務以外である場合には、原則1年最長3年の派遣可能期間の制限に抵触する場合がありますので、御注意下さい。詳しくは、お近くの 都道府県労働局の需給調整事業担当 にお問い合わせ下さい。

問 12	<p>労働者派遣事業の許可更新手続を取ることができないが、猶予してもらえないか。</p> <p>震災で書類が整理できないため、許可更新手続を取ることができないが、どうすればよいか。</p>
答 12	<p>① 今回の地震による災害が「特定非常災害」として指定されたことに伴い、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置が適用されます。このため、6月11日から8月30日までの間に許可の有効期間が終了する一般労働者派遣事業の許可については、特定被災区域（東京都を除く災害救助法が適用された区域）内に労働者派遣事業の主たる事務所を有する者であれば、許可の有効期間が8月31日まで延長されます。</p> <p>この場合、次回の許可更新は、平成23年9月1日となるので、今後も一般労働者派遣事業の許可更新を希望する場合は5月31日までに、許可更新の申請手続を行って下さい。</p> <p>② また、特定被災区域内に労働者派遣事業の主たる事務所を有する者以外の事業主についても、延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出があれば、個別の事情を勘案して、許可の有効期間を延長することができます。</p> <p>③ 労働者派遣事業の許可更新手続の特例について、詳しくは、お近くの都道府県労働局の需給調整事業担当にお問い合わせ下さい。</p>

問 13	<p>労働者派遣事業報告の提出期限が過ぎているが、猶予してもらえないか。</p> <p>震災で書類が整理できないため、労働者派遣事業報告が提出できないが、どうすればよいか。</p>
答 13	<p>① 今回の地震による災害が「特定非常災害」として指定されたことに伴い、期間内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置が適用されます。このため、3月11日から6月29日までの間に提出期間を迎える労働者派遣事業報告については、震災のため、提出できない場合は、6月30日までに提出して下さい。</p> <p>② 震災のため提出できない労働者派遣事業報告の取扱いについて、詳しくは、お近くの都道府県労働局の需給調整事業担当にお問い合わせ下さい。</p>

3 派遣先事業主からの相談

問1-1	派遣会社に、労働者派遣契約の中途解除を申し込みたいが、金銭補償が必要か。 労働者派遣契約に中途解除の場合の損害賠償等の規定があるが、震災の影響によるもので無効とならないか。
	派遣契約の打ち切りを行うに当たり、契約上、損害賠償の規定があれば、天災でも賠償が必要か。
答1-1	① 派遣先事業主は、労働者派遣契約中に中途解除の場合における損害賠償等の規定があれば、災害による免除規定がない限り、この規定に基づき、派遣会社に金銭補償をしなければなりません。 ② いずれにしても、民事上の契約関係の話であるので、まずは、契約内容を確認した上で、派遣会社とよく話し合ってください。

問1-2	派遣会社に、労働者派遣契約の中途解除を申し込みたいが、金銭補償が必要か。 労働者派遣契約には中途解除の場合の損害賠償等の規定はなかった。
	派遣契約の打ち切りを行うに当たり、契約上、損害賠償の規定はないが、金銭を支払う必要はあるか。
答1-2	① 労働者派遣契約中に中途解除の場合における損害賠償等の規定がない場合でも、派遣先事業主は、「 派遣先が講ずべき措置に関する指針 」第2の6の(4)に基づき、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約が中途解除される場合には、派遣会社に損害を賠償しなければなりません。 ② 「 派遣先が講ずべき措置に関する指針 」について、詳しくは、お近くの 都道府県労働局の需給調整事業担当 にお問い合わせ下さい。

問2	労働者派遣契約の中途解除を申し込みたいが、取引先など別の派遣先の斡旋は必要か。 派遣契約の打ち切りを行うに当たり、派遣労働者の新たな就業機会の確保をどう図ればよいのか。
答2	① 労働者派遣契約を中途解除する場合でも、「 派遣先が講ずべき措置に関する指針 」第2の6の(2)(3)に基づき、派遣労働者の雇用の安定とその保護を図るための措置を講じなければなりません。 ② 派遣先は、労働者派遣契約の中途解除については、派遣会社に相当の猶予期間をもって申し入れることが必要です。さらに、関連会社での就業を斡旋する等により、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることが必要です。派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることができないときは、労働者派遣契約に基づき、中途解除によって派遣会社に生じた損害の賠償を行うことが必要とされています。 ③ 「 派遣先が講ずべき措置に関する指針 」について、詳しくは、お近くの 都道府県労働局の需給調整事業担当 にお問い合わせ下さい。

問3	労働者派遣契約は中途解除しないが、派遣会社に一時的な履行停止を申し込みたい。 震災で操業できないので、契約の一部不履行となるが、金銭的な補償をする必要があるか。 一時的な操業停止の間、派遣会社が派遣料金を全額請求したいと言ってきたが、払えない。
答3	労働者派遣契約を中途解除せず、一時的に履行を停止する場合には、操業再開までの目途や履行停止の間の派遣料金の取扱いについて、民事上の契約関係の話であるので、労働者派遣契約上の規定に基づき、派遣会社とよく話し合ってください。

問4	地震・津波の影響を受けた派遣先事業主であるが、中小企業者向けの資金繰り支援策を教えて欲しい。
答4	中小企業庁のホームページ では、中小企業の方の御参考となる東北地方太平洋沖地震関連情報をお知らせしています。どこに相談したらよいのか、お困りの中小企業者が電話で相談できる「 中小企業電話相談ナビダイヤル 」(0570-064-350)なども用意されています。

問 5	震災復興のため、本来の派遣業務とは別の業務に派遣労働者を従事させてもよいか。
答 5	<p>① 労働者派遣契約に定められた本来の業務と別の業務に派遣労働者を従事させようとする場合には、労働者派遣契約の見直しが必要になります。</p> <p>② このとき、現に派遣している派遣労働者を新たな業務に引き続き従事させてもよいですが、新たに従事させる業務が専門26業務以外である場合には、原則1年最長3年の派遣可能期間の制限に抵触する場合がありますので、御注意下さい。詳しくは、お近くの都道府県労働局の需給調整事業担当にお問い合わせ下さい。</p>

問 6	派遣労働者雇用安定化特別奨励金を支給申請したいが、申請期限までに申請できない。
	地震・津波により、派遣労働者雇用安定化特別奨励金の申請関係書類がなくなった。
	派遣労働者雇用安定化特別奨励金の支給申請が、道路寸断により、間に合わない。
答 6	<p>① 派遣労働者雇用安定化特別奨励金の支給申請は、その支給申請が可能になってから7日以内に提出してもらえれば、提出期限までに支給申請があったものと取り扱うこととしています。</p> <p>② 震災により影響を受けた場合に、いつの時点で支給申請が可能になったと判断されるかについては、地震による被害の現状も含め、個別の事情を踏まえて判断することとしています。詳しくは、お近くの都道府県労働局の需給調整事業担当にお問い合わせ下さい。</p>